

行政減量・効率化有識者会議（第18回）議事概要

1．日時

平成18年6月22日（木）11：00～12：15

2．場所

総理官邸4階大会議室

3．出席者

中馬弘毅行政改革担当大臣、山谷えり子内閣府政務官

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、小幡純子、樫谷隆夫、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

松田隆利行政改革推進事務局長、橋口典央行政改革推進室長、大藤俊行特殊法人等改革推進室長、鈴木正徳特殊法人等改革推進室次長 ほか

4．主な議題

政策金融改革に係る制度設計について（討議）

5．議事の経過

開会

中馬行政改革担当大臣、山谷内閣府政務官からあいさつがあった。

政策金融改革に係る制度設計について（討議）

資料に沿って事務局からの説明が行われた後、各委員から述べられた主な指摘は以下のとおり。

- ・ 新政策金融機関については、特に国際金融業務について、統合後も人材育成や独立性が確保されるよう、適切に対応するべきである。
- ・ 政策投資銀行の完全民営化後もそのノウハウを最大限活用するとともに、ブランドの維持や株主構成の在り方についても検討するべきである。また、現行機能の維持と企業価値の最大化（株式売却収入の最大化）を両立させるようなビジネスモデルの確立が必要である。
- ・ 完全民営化機関については、着地点は明確化されているが、早期の完全民営化を促す方がよい。
- ・ 公営公庫に関しては、「新たな仕組み」が単なる「看板の掛け替え」とならないよう、既往債権債務の管理を行う組織とは峻別されるべきである。同公庫の剰余金は出資者に帰属するものである。

- ・ 公営公庫だけが実質現状維持を図ることが通るとすれば、他の7機関の改革努力を無にする効果が懸念される。
- ・ 公営公庫は、国と地方の関係があり、他の機関とは性格が異なる。国の機関としては廃止し、必要な法制度を整備して地方に任せることが主眼であり、新組織に対し従来のような国の関与がなされないようにすべきである。
- ・ 公営公庫はガバナンスに問題があり、新組織については、貸付けの審査体制を確立すべきである。
- ・ 「公営公庫の財政基盤の活用等」とあるが、「等」はギャンブル納付金に限定するべきではないか。
- ・ 公営公庫の引当金や商工中金の準備金の取扱いについては、国民に分かるように透明なプロセスの下、デューデリをしっかりと行って適正価値を計り、必要な分以外は国に返す原則を立てるべきである。
- ・ 完全民営化機関・廃止機関への政府出資については、国の資産として国民から見て適切に取り扱われることが重要である。政府出資の管理・処分について、有識者会議として評価・検証を行う必要がある。
- ・ 完全民営化機関・廃止機関については、原則として、国の政策の外に出し、それが直ちにできない場合は国も手伝うが、なるべく早く国の関与のない形にして自立させるべきである。
- ・ 何でもかんでも「危機対応」に含めないよう、危機対応の在り方も含めて、各機関の改革のプロセスをきっちりと評価・検証することが重要であり、有識者会議における体制整備の在り方を検討するべきである。

上記の指摘を踏まえ、「政策金融改革に係る制度設計(案)」の取扱いについては、飯田座長に整理が一任された。

これを受けて、中馬行政改革担当大臣からこれまでの会議の尽力に対する謝意と今後の評価・検証への協力依頼が述べられた。

(3) 閉会

< 文責：内閣官房行政改革推進事務局（速報のため事後修正の可能性あり） >

今回会議の資料は、行革事務局ホームページの次の箇所に掲載しています。

<http://www.gyoukaku.go.jp/genryoukourituka/dai18/siryu.html>